

特別な支援を必要とする子どもと家族への支援

— 地域連携を通して考える —

小川 恭子¹ 吉田 孝子²

Support for Children Who Need Special Consideration and their Families:

About the Community-based Partnership

Kyoko OGAWA¹, Takako YOSHIDA²

Abstract

On April 1, 2013, the Services and Support for People with Disabilities Act was revised as the Act for Comprehensively Supporting the Daily and Social Lives of People with Disabilities (the Comprehensive Services and Support for People with Disabilities Act). In accordance with the spirit of the act, there has been a trend toward respecting the fundamental human rights of people with disabilities, including children, to help them lead happy daily and social lives. This paper presents cases of family support services that have been provided in cooperation with the local community to ensure special school students have good standards of living. In conclusion, the paper suggests that the creation and utilization of individual family support plans by reflecting the life cycle of the whole family (which may change with the growth of their children) and the rebuilding of an ideal community-based partnership by supporters based on the accumulation of experience providing support in cooperation with the community are effective in continuously providing support for special school students for a better future.

はじめに

平成 25 年 4 月 1 日より、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改正された。この趣旨は「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるもの」といわれている。特に、これまでの「障害者自立支援法」の目的が、「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う」ことであったのに対し、「障害者総合支援法」では、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように必

所属：

¹ 藤女子大学人間生活学部保育学科

² 藤女子大学人間生活学部保育学科非常勤講師

^{1,2} Department of Early Childhood Care and Education, Faculty of Human Life Sciences, Fuji Women's University

要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと」と変化をした。このように、障害者及び障害児の基本的な人権を尊重し、彼らの幸せな人生を日常生活又は社会生活のなかで実現する動きが新法より見て取れる。

教育現場においても同様である。例えば平成19年4月1日付けの文部科学省初等中等教育局長通知における特別支援教育を推進するための体制の整備及び必要な取組のなかで、「関係機関との連携を図った『個別の教育支援計画』の策定と活用」として「特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた『個別の教育支援計画』を活用した効果的な支援を進めること。また、小・中学校等においても、必要に応じて、『個別の教育支援計画』を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。」と指摘している。また、平成24年7月に発表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害者の権利に関する条約への対応～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～」として「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進：多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携」の必要性を述べている。

このように、特別な支援を必要とする子ども達の豊かな社会生活を考えたとき、家族や当該校のみで対応するのではなく、障がい児・者の権利擁護を基本に地域や社会を巻き込みながら「地域で生きる」支援が求められている。本稿では、まず特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く現状について概観する。次に特別支援学校在学児童が「地域で生きる」ために地域諸機関と連携をしながら子どもとその家族への支援をすすめた事例を紹介し、地域連携のあり方についての今後の視点と課題を示すこととする。

I 特別な支援を必要とする子ども達を取り巻く現状

1、特別な支援を必要とする子どもへの家族支援政策の現状

子どもとその家族への支援政策という視点よりとらえるならば、日本における政策が展開された経緯は短く、その範疇は極めて限定的であったと言わざるをえない。少子・高齢化が叫ばれ、少子化対策や高齢化対策として1990年前後に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」や「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が登場した。このころより子育て支援・家族支援等の表現が用いられるようになり、次第に福祉サービスとしての「家族支援」が位置づけられてきたといえる。子ども家庭福祉に関しては、1980年前後から社会現象として不登校や家庭内暴力など子どもの問題の報告が増えるとともに家族の重要性が再認識され、子どもの育ちだけではなく親を含めた家族支援の視点が意識され始めてきた。さらに、児童の権利に関する条約（1989年）、や国際家族年（1994年）の影響もあり私的養育をサポートする福祉サービスとして、「家族に対する社会的支援」が求められるようになってきた経緯がある。なかでも特別な支援を必要とする子どもに関する政策として、福祉分野では従来の特教育の対象の障害ではない「発達障害」の表現が政策に出てきたのは2004年12月に制定された「発達障害者支援法」が最初であり、そこで初めて「地域での生活支援」「発達障害者の家族への支援」が盛り込まれた。また教育分野では「特別支援教育」が法制化され施行されたのが2007年であった。このように、政策としての取り組みも始まったばかりというのが現状である。

ところで、1970年代のアメリカや日本における障害当事者による自立生活運動をきっかけに、障がい児・者にとっての自立的な生活とは、「他人の援助を受けずに社会生活を送ること」から「周りからの援助を受けながらも、自分らしく主体的な社会生活を送ること」に変容してきた。高島恭子は、「障害児教育における『自立』の概念」（『長崎国際大学論叢』第7巻 2007年）の中で、「自立」には「社会的な自立」と「地域の中での自立」があり、「社会的な自立」の基盤となる「生きる力」を培うために障害のある児童生徒等の視点に立って特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行なう必要がある、と述べている。さらに「地域の中での自立」には「就労支援、生活支援などを充実していくことが必要」

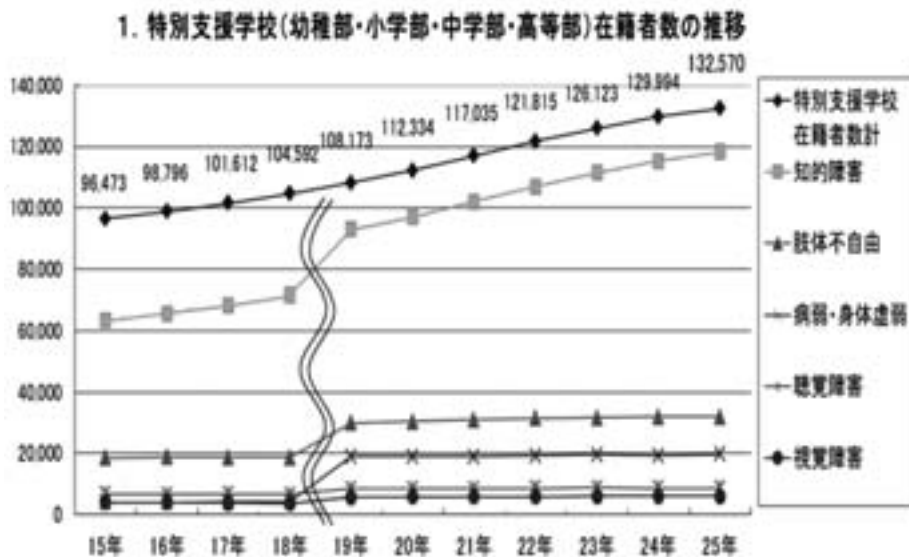
であり、「地域全体として障害のある児童生徒等の自立を支援していくような取り組みが展開されることが必要」と指摘する。つまり、教育機関が主となって行う教育的支援と、地域が主となって行う福祉的支援が存在するといえよう。本稿で取り上げる支援とは「地域の中での自立」支援であり、福祉的視点より特別な支援を必要とする子どもとその家族への支援を検討するものである。

2、特別支援学校等の在籍者数

平成 27 年 4 月 28 日に行われた教育課程企画特別部会（文部科学省）の資料「特別支援教育の現状と課題」では特別支援学校等の在籍者数の推移（各年 5 月 1 日現在）として、「特別支援学校の在籍者数は平成 15 年度比で 1.3 倍に増加。特に高等部が増加している。（平成 25 年度：在籍者数は 132,570 名。そのなかで高等部在籍者数は 63,793 名）」「特別支援学級の在籍者数は平成 15 年度比で 2 倍に増加している。（平成 25 年度：在籍者は 174,881 名）」と報告をしている。さらに通級による指導を受けている児童は「平成 15 年度比 2.3 倍に増加している（平成 25 年度：通級児童数は 77,882 名）」と報告しており、義務教育全児童数が減少をするなか特別な支援を必要とする子どもの増加を指摘している。このことから特別な支援を必要としている子ども達の将来に向けて、教育・福祉・医療の関係機関が中心となりながら、さまざまな生き方を見据えての対応が急務であることが窺える。なお、詳細は図表 1 を参照して欲しい。

3、特別支援学校中・高等部卒業後の進路

内閣府より発表された平成 26 年度障害者施策に関する基礎データによると、「特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業者の約 3 分の 1 が高校等に進学している」と発表している。なお、中学校特別支援学級在籍者 15,993 名のうち、高校等への進学者は 4,565 名(28.5%)、高等部への進学者は 10,425 名(88.3%)であり、全体の 93.7%が高校等もしくは高等部に進学しているのが現状である。特別支援学校高等部卒業後の主な進路については、主たる障害別では、視覚障害では社会福祉施設等入所・通所(44.0%)、進学(29.6%)、聴覚障害では進学(39.6%)、就職(37.3%)、知的障害では社会福祉施設等入所・通所(64.3%)、就職(30.2%)、肢体不自由では社会福祉施設入所・通所(82.7%)、病弱では社会福祉施設入所・通所(44.2%)と報告している。このように障害別によって卒業後の進路に違いはあ



図表 1 特別支援学校在籍者数の推移

出典：文部科学省 教育課程企画特別部会資料

図表2 特別支援学校高等部（本科）卒業者の進路 年次推移

出典：内閣府 平成25年度障害者施策に関する基礎データ集

視覚障害 単位：％	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
進学者	47.6	50.2	47.2	48.1	20.1	28.3	28.2	23.1	31.5
教育訓練機関等入学者	10.8	6.6	3.7	3.6	2.3	2.6	5	2.7	3.6
就職者	22.9	14.5	15.5	11.9	15.3	19.1	21.4	16.3	10.9
社会福祉施設・医療機関入所者・利用者	7.4	12.9	17.9	24.3	49.2	41.6	34.5	48.6	43.3
無業者等	11.3	15.9	15.7	12.2	13.3	8.4	11	9.4	10.6
聴覚障害 単位：％	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
進学者	34.6	38.9	43.8	52.6	37.9	38.9	45.9	39.3	41.6
教育訓練機関等入学者	8	10	8.6	10.9	7.8	6.6	6.8	8.6	7.4
就職者	49.6	41.8	37.8	25.5	42.4	35.1	33.5	34.5	32.7
社会福祉施設・医療機関入所者・利用者	2.4	5.3	4.2	8.1	8.5	15	9	14.8	13.8
無業者等	5.5	3.9	5.6	3	3.3	4.4	4.8	2.8	4.5
知的障害 単位：％	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
進学者	0.6	0.6	1	1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5
教育訓練機関等入学者	4.1	1.5	2.4	2.8	2.9	2.5	2.5	2	1.8
就職者	36.2	38.9	30.8	22.4	27.1	26.4	26.7	27.4	28.4
社会福祉施設・医療機関入所者・利用者	22.6	49.6	53	58.5	64.5	65.5	65.7	64.8	66.7
無業者等	36.5	9.4	12.8	15.2	4.7	4.9	4.4	5.1	2.6
肢体不自由 単位：％	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
進学者	0.8	1.3	1.2	1.7	1.7	1.2	1.6	1.7	1.5
教育訓練機関等入学者	13.2	7.6	6.9	4.5	3.5	3.1	3.8	3.2	3.6
就職者	16.5	20	10.1	6	11.8	11	9.7	12	10.5
社会福祉施設・医療機関入所者・利用者	23.6	49.9	58.6	67.3	74.2	75.8	80.4	77.4	80.4
無業者等	45.9	21.2	23.3	20.4	8.9	8.8	4.5	5.8	4.1
病弱・身体虚弱 単位：％	昭和63年	平成5年	10年	15年	20年	21年	22年	23年	24年
進学者	4.4	5.2	8	12.5	8.8	7.5	9.6	6.7	6.3
教育訓練機関等入学者	20.8	18.1	20.5	12.8	7.9	11.8	10	8.8	9
就職者	15.5	16	12.2	10.1	16.4	12.1	11	12.2	14.6
社会福祉施設・医療機関入所者・利用者	42	46.9	37.2	40.5	51.3	53.6	53	59.8	60.9
無業者等	17.3	13.7	22.2	24	15.7	15	16.4	12.4	9.2

るものの、全体として、進学（大学・専攻科等）は2.5%、教育訓練機関等入学者は2.2%、就職者は27.7%、社会福祉施設入所・通所者は63.9%となっている。

ところで、平成19年に文部科学省より公表された特別支援学校の学習指導要領改定案では、障がいのある子どもへの自立と社会参加を推進するための職業教育の充実を図ることを重視する考えを示した。この背景には特別支援学校高等部卒業後の就職率の低下や社会福祉施設等への入所の増加があげられるが、図表2で示した「特別支援学校高等部（本科）卒業者の進路 年次推移」（内閣府、平成25年度障害者施策に関する基礎データ集）より、その傾向が理解できる。しかし、過去5年間（平成20年～24年）をみる限り、年度により若干の増減はあるものの全体として横ばいであるといえよう。つまり、平成19年度の改定案を受け、特別支援学校では子ども達の自立と社会参加に向けて何らかの取り組みがなされたことが推察される。筆者はその1つに地域連携があると考えている。

4、特別支援学校における地域連携の重要性

平成22年3月に独立行政法人国立特別支援教育総合センターより報告された「障害のある子どもへの進路指導・職業指導の充実に関する研究（平成21年度～平成22年度）」のなかで、校内連携及び関係諸機関との連携について「地域、企業等、進学先、本科・専攻科との連携に際しては、生徒本人を中心として、学校と家庭との協働が基本であり、双方との共通理解の基に他機関との連携を図っていくことが大切である。」と述べている。さらに地域連携に関しては「校外（地域）との連携については、個別の教育支援計画とともに、在学中から進路先に対応させた指導の方針、指導内容、経過（実習の状況等）等の観点を明確にした個別の移行支援計画の作成も大切である。なお、個別の移行支援計画の作成にあたっては、豊富で確実な地域情報を保有することが必要である。このため、進路指導・職業教育の担当者が、移行支援の核になるとしても、学校全体として地域情報の収集、共有に努めることが求められる。」とし、地域との情報共有の必要性を示唆している。また保護者支援については「保護者は、子どもにとって一番身近な存在であり、良き理解者である。進路指導・職業教育は学校内で完結するものではなく、地域とりわけ保護者の参画、協働により成果が期待される。保護者が各段階における子どもとの絆をより深く、自らの役割を意識し、担当者との共通認識のもとに進路指導・職業教育を進めるための校内体制の構築が重要な課題である。（略）。また、保護者支援は学校内での相談活動だけではなく、家庭訪問によって両親やきょうだい、祖父母等の意向や希望を把握することも重要である。」と述べ、子どもの自立に向けて保護者との協働の重要性を指摘している。

このように、特別な支援を必要とする子ども達の自立のためには保護者との協働のもと、地域関係機関と連携をしながら地域住民としての生活を保障する取り組みが求められていることが理解できる。

なお、前掲の報告書を受け同センターが平成23年6月にまとめた「特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業プログラムの開発」では、①特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育の教育課程上の位置づけ、②構内連携、③関係諸機関との連携、④卒業後の支援、⑤保護者（家族）支援についての具体的な取組の状況と課題について明らかにした。そのなかで、特別支援学校高等部が連携している外部諸機関としては、「ハローワーク」を挙げた学校は全体の87%、「企業等事業所」は82%、「障害者就業・生活支援センター」は80%、「作業所」は77%、「障害者職業センター」は65%、「特別支援学校」は62%であった。一方、「小・中学校」は12%、「高等学校」は12%、「大学・専門学校」16%であり、その他（18%）の内訳としては多くが「市町村役場福祉課等の行政機関」であった。また、関係機関との連携において特に課題になっていることは「現場実習先や就労先の確保」「ネットワークの構築や強化」「連携内容の充実や役割分担の明確化」「ネットワークがない」「担当者の引き継ぎ」といったネットワーク組織やその内容の充実に関する課題が多かった。また、「時間不足や日程調整の難しさ」「地域が広範囲にわたるための距離の問題」「予算不足」といったネットワークを維持するうえでの課題も挙げられていた。前述のように地域連携の必要性は認識されつつも、実践をするにはまだ多くの課題があることが報告書より示唆された。

II 地域連携による支援の実例

次に、特別支援学校在学児童とその家族に対し、学校と地域が連携をしながら支援を進めた事例を紹介する。

〈事例1：母親と子どもの生活づくりの支援をすすめたケース〉

①家族構成：父、母、本人（A）、妹

②関係機関（者）：C市福祉課（保健師）、特別支援学校担任、特別支援学校寄宿舎指導員

③特別支援学校入学までの様子

AはB特別支援学校小学部1年生。C市在住であるがC市の小学校への入学ではなくB特別支援学校を選択。通学は遠隔となるため入学時より寄宿舎生活となる。Aは幼児期にはC市にて療育を受けて過ごしたが、C市において療育を受けながら就学を迎えることができたのは、C市の保健師による手厚いサポートによるものである。子育てを含めた家庭への支援が母親の心を開かせ信頼関係を築き、指示的・指導的なかかわりではなく身近な話し相手としての存在となっていたのである。Aの状況から特別支援学校への就学が適切であるということも保健師による支援の成果といえる。

④支援の経過

入学式当日、インフルエンザに罹患していることが判明し、自宅に帰省せざるを得ない状況にあることを寄宿舎指導員から説明された母親が混乱する。「入学したのに何故、帰省しなければならないのか」寄宿舎生活についての理解が不十分で感情を押さえられず不満をぶちまけた。母親は、地域の小学校への入学をあきらめて特別支援学校へ入学したのにこのようなアクシデントが発生し、納得できなかったようである。しかし、この日の出来事も保健師に話を聞いてもらい気持ちを落ち着かせることができたようであった。

数日後、Aも母親も体調が整って学校生活、寄宿舎生活をスタートできる状況となり登校する。遠隔地のため保護者付き添いによる登下校である。父親が自家用車で送迎できない時は、母親付き添いによる列車での通学もあった。行動的なAと妹を連れての移動は負担があるかと心配するが、当初は大きなトラブルもなく楽しい様子であった。学校・寄宿舎生活に親子とも徐々に慣れ、担任は常に母親の不安感を軽減するような手だてを工夫するとともに保健師との連携を図った。

しかしその後、土・日に帰省すると家庭で誤食する回数が増え、衣類も洗濯せずに汚れたままで学校に持ち帰るなど家庭生活に乱れを感じるようになった。寄宿舎から家庭生活の様子を聞くべく母親へ連絡を入れるがつながらず、情報を共有する手段が絶たれる回数が増えた。父親は夜勤もあり連絡がうまく取れないことがあったが、週末の寄宿舎への迎えには来ていた。しかし父親からはAの家庭の様子を把握できず、担任からの家庭訪問の提案も了解を得ることができなかつたため、担任は保健師に相談することとした。（保健師から後日談として聞いたが「学校はあれこれと言うので先生には会いたくない」と話していたらしい）

担任は保健師と情報を共有するとともに母親の気持ちに寄り添った支援を心がけ、将来の家庭生活の基盤づくりとなる寄宿舎生活の安定のため寄宿舎指導員と役割分担をして本人の将来を見据えた指導を実践することとした。母親は、しだいに担任と良好な関係を築くことができるようになり、不平・不満を言ったり、子育てのことや自身の病気、働きに出たいことなど悩みを打ち開けるまでになった。

乳幼児期から子どもの育ちを見守り、地域に根づいていた支援を続けている保健師と連携することで、母親と子どもの生活づくりの支援と将来にわたっての願いを受けとめ地域で暮らすことへ結びつ

けるために情報を共有したケースである。

〈事例2：子どもの自立のために家族の抱える課題解決に向けて支援をすすめたケース〉

①家族構成：母、姉（既婚）、兄、本人（D）

②関係機関（者）：F町福祉課（保健師、地域担当職員）、特別支援学校コーディネーター、特別支援学校担任、特別支援学校寄宿舎指導員

③特別支援学校入学までの様子

Dは居住地（F町）の小学校の特別支援学級を卒業後、中学部進学のためE特別支援学校に入学。遠隔地のため寄宿舎生活となる。姉は結婚し他の地域で暮らしている。近所には別れた父、祖母が暮らしている。

④支援の経過

週末の自宅への帰省では、地元の小学校卒業のため友人が多数いるので外出することもある。中学2年生のとき、兄が仕事を辞め実家に戻り同居することになり、週末に帰省しても母親は兄との接点が増えたためか本人は孤立しがちとなる。兄は金銭の取り扱いに課題があり、弟の学校への支払いにも困窮することがあったが、既婚した姉はDの面倒をよく見ており、学校から連絡があると真摯に対応してくれ、Dの将来のことを真剣に考えていた。このような家庭環境をふまえ、Dの進路については、個別の教育支援計画に現場実習を盛り込み、コーディネーターが中心となり担任・寄宿舎指導員・保護者で自立に向けた取り組みを実施していくことを確認した。中学部卒業者のほとんどは高等部への進学を考えるのだが、卒業後の生活をより豊かな暮らしとするために就職という進路を導きだした経緯がある。Dも学校ではない場で積む経験を喜び、淡々と実習をこなしたが、進学するか就職するかについてのイメージはまだもてない様子であった。

卒業学年となり中学部卒業後の進路選択の時期となったが、家族内での意思統一が難しく、面談も都合がつかないため実施できずに経過した。その頃、家庭内での携帯電話等の料金未納等、経済面のトラブルが発生する。Dの気持ちを考えたコーディネーターは、卒業後や将来の生活、家庭支援の必要性は学校だけでは難しいと判断し、F町関係者に依頼して支援会議を実施した。その際、F町保健師が窓口となって町内の関係機関をまとめ、Dと家族への支援について役割分担を含め確認することができた。母親の体調も悪くなるが増え、学校への送迎の付き添いができない時には、行政関係者自身がDを送ってくれた。複雑な家庭状況にあるDを居住地（F町）の保健師および行政関係者が把握し、適切な支援で家庭全体を見守り、学校との連携を図ることもできた。

F町保健師は、以前から家庭の様子を把握しており、母親、兄の生活の不安定さがDの心を傷つけたりしないかと気にかけていたようである。また、地域での生活を支える行政へのパイプ役として精力的に各部署へ働きかけ、支援会議では、就職という選択肢もあったが高等部進学をめざすべきであると段取りを進める手だてを準備したいと述べた。

学校だけでは限界のある支援を地域での暮らしぶりや就学以前から知る保健師が中心となり地域の関係する部署と連携を図りながら、Dの将来を見据え、Dの願いを推し進めることができたケースである。

III まとめと今後の課題

障害の告知を受けた直後のショック状態の中で出会う支援者の対応が、親の心理状態に大きな影響を

与える場合がある。つまり、支援者の対応によっては親も子ども障害受容をめぐるさまざまなストレスを経験することになる。気持ちに配慮した慎重な対応が専門職としての役割であり、同時に家族支援の観点からも介護の負担を軽減することで親が子育てにしっかりと向き合い、余裕をもって子どもの発達を促すために不可欠な要素であることをこの事例をとおして学ぶことができた。

特別な支援を必要とする子どもとその家族への支援は、乳幼児期、学童期、思春期など子どもの発達の時期によって区切られてしまい、継続性を維持することが難しい場合が多い。将来を見据えた切れ目のない支援を行っていくためには、本人の発達に沿って家族全体のライフサイクルを見返し、個別の支援計画を作成し活用すること。そして、地域を巻き込んだ実践を積み上げ、支援者同士が地域の連携のあり方を再構築することにある。福祉や医療・保健制度は複雑に入り組み、相次いだ改正も行われ、地域によって差があることも理解できる。しかし、これらの現実をふまえ、情報提供を含む相談支援と危機を回避する予防的な視点を持ち、教育・福祉・医療・労働の関係機関の連携を図り、子どもの育ちと自立を保障する環境を整え、自分らしい生き方への実現に向けた支援を紡ぐことが福祉や教育に携わる専門職の使命といえよう。そのためには、「誰かがやるだろう」という依存体質や「前例踏襲」といった過去志向から脱却し、地域連携の必要性を各機関で共有することが大切である。

地域支援活動の中心として、市町村には今後様々な相談が持ち込まれることが予想される。時にはネットワークを組みながら複数の機関・施設がかかわることもあろう。行政と地域は対等であること（パートナーシップ）を基本に、子どもやその家族が地域で生き生きと生活することができる一助となるように、地域での連携を強め、情報を共有し、世代や立場を越えた人たちとの交流と相互理解を深め共生社会を形成することが今後求められる。そのような機能的な関係機関相互の連携をつくるには協力・支援・協働といった概念が大切となってくる。そして、子どもの権利条約にある「児童の最善の利益」を尊重した支援と自分の意思で自分の権利を護ることができる存在であることを認められていることを心に留め、今後も特別な支援を必要とする子どもの発達を促すかわりを追求したいと考える。

文献

- 1) 高島恭子 (2007)：「障害児教育における『自立』の概念」(『長崎国際大学論叢』第7巻)。
- 2) 小川恭子 (2008)：「地域における家族支援に関する一考察——特に行政支援のあり方について考える——」(『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』第6巻)。
- 3) 渡辺顕一郎著 (2009)：『子ども家庭福祉の基本と実践——子育て支援・障害児支援・虐待予防を中心に』(金子書房)。
- 4) 文部科学省 教育課程企画特別部会 (2015)：「特別支援教育の現状と課題」資料。
- 5) 内閣府：「平成 25 年度障害者施策に関する基礎データ集」。
- 6) 独立行政法人国立特別支援教育総合センター (2010 年)：「障害のある子どもへの進路指導・職業指導の充実に関する研究 (平成 21 年度～平成 22 年度)」。
- 7) 独立行政法人国立特別支援教育総合センター (2011 年)：「特別支援学校高等部 (専攻科) における進路指導・職業プログラムの開発」。